



\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



コートもいらないほどの陽気かと思えば、雪がちらつくことも…でも確実に春が近づいているようです。お天気だと、外に出るのが気持ちよいですね。今年花粉も多く飛ぶようで、私も気のせいか、最近鼻がくしゅくしゅしてきました。これから1ヶ月ほど、つらい日が続きそうです…。



\*気になるお金の相場\*

～子女への入学祝金～

他社はどうしているのか、世間の相場は？ 貴社の参考にしてください。  
(日本実業 2009年調査 集計企業数 223社)

(単位：円)

勤続年数	一律定額支給	小学校	中学校	高校	大学
支給する	4.5%	11.2%			
最高額	50,000	50,000	50,000	70,000	50,000
最低額	3,000	3,000	5,000	5,000	10,000
最多回答額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
平均額	8,100	10,800	11,923	19,750	20,000

## ★これで完璧！ 3月の事務



### ☆確定申告☆

2月16日（水）から3月15日（火）まで、平成22年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付となります。給与所得者であっても、年末調整のできなかった方、年収が2,000万円を超える方、給与を2か所以上から受けていて一定額以上の給与を得ている方、公的年金を一定額以上受けている方、住宅ローン控除や医療費控除を受ける方など（詳細はご確認ください）は、確定申告が必要です。年末調整時に各種の控除証明書などが提出できず控除を受けられなかった方も、確定申告で再度税金を計算し直すことができます。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

2月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、3月10日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

2月分の社会保険料・児童手当拠出金を 3月31日までに納付。

### ☆1月決算法人の確定申告と納税☆

1月決算法人の確定申告と納税、7月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 3月中の決算応答日までです。

## ★トピックス★



### \* 協会けんぽの保険料率が引き上げられます！ \*

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成23年度の保険料率の引き上げを決定しました。都道府県ごとの一般保険料率については、全国平均で、9.34%から9.50%へ、介護保険料（全国一律）も1.50%から1.51%へと上がりました。都道府県ごとの保険料率は下記のとおりです。

滋賀県9.48% 京都府9.50% 大阪府9.56% 兵庫県9.52%  
奈良県9.52% 和歌山県9.51%  
介護保険料（全国一律）1.51%

3月分（4月納付分）から変更になりますので、給与からの控除も4月支払いの給与からご変更ください（当月控除の場合は3月給与から）。

## 遅刻、早退、欠勤などしたときの給与は どうしたらよいのでしょうか？

月給者が遅刻、早退、欠勤等した場合に、給与はどう扱えばよいのか、意外と迷うことが多いようです。時給者は「実際に働いた時間」のみ支給するので分かりやすいのですが、月給者については休んでも給与は差し引くことができないのではないかと考えてしまいがちです。でも、法律で「ノーワークノーペイ」の原則がはっきり示されていますので、休んだ日・時間については気後れすることなくその分の給与をカットしていただいて問題ありません。ただし、カットできるのは「その時間分」ですから、例えば半日休んだことに対して、1日分の給与をカットすることは許されません。では、「その時間分」とはどのように算出すればよいのでしょうか？ 以下の手順で算出してください。

①1ヶ月の所定労働時間を出します。所定労働時間とは、1ヶ月間（給与の計算期間）に残業時間と休憩時間を除き、1日の始業から終業時刻の1ヶ月分です。算出の仕方は幾通りかありますので、会社の状況に合わせて出しやすい方法を選んでいただければ結構です。

ア)  $(1 \text{ 年間の所定労働日数} \times 1 \text{ 日の所定労働時間数}) \div 12 \text{ ヶ月}$  …月平均の時間数が出る

1年間の所定労働日数は、(365日一年間の休日数)で求められます。

イ)  $1 \text{ 日の所定労働時間数} \times \text{その月の所定労働日数}$  …月ごとに所定労働時間数が変わる

ウ) シフト制（日ごとに労働時間数が異なる場合など）で月の労働時間数を決めている場合  
…その時間数

エ) イやウで出したものを、いったん年間で合計して12ヶ月で割りもどし、月平均を出す

1ヶ月の所定労働日数は、「月平均」で固定してもよいですし、1ヶ月ごとに時間数が変わってもかまいません。毎月の時間数を固定するほうが、この後に出していく単価も固定できますので、実務上はそのほうがやりやすいと思います。

②月給額 $\div$ ①で出した月間所定労働時間数 →時間単価が出る

月給額とは基本給のみでも構いませんが、定額の手当あるなら（職務手当、役職手当など）それも含めて割るほうが妥当だと考えます。

遅刻・欠勤等の計算方法を決めたら就業規則にも記載して、オープンかつメリハリのついた運用を行っていくことが大切です。

\*いきいきした会社づくりをお手伝い\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

